

新宿区教育委員会会議録

平成27年第6回定例会

平成27年6月3日

新宿区教育委員会

平成27年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成27年6月3日(水)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時34分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

| | | | |
|-------|---------|----------|---------|
| 委 員 長 | 羽 原 清 雅 | 委員長職務代理者 | 松 尾 厚 |
| 委 員 | 今 野 雅 裕 | 委 員 | 菊 池 俊 之 |
| 教 育 長 | 酒 井 敏 男 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 次 長 | 中 澤 良 行 | 中央図書館長 | 藤 牧 功太郎 |
| 教育調整課長 | 木 城 正 雄 | 教育指導課長 | 横 溝 宇 人 |
| 教育支援課長 | 遠 山 竜 多 | 学校運営課長 | 山 本 誠 一 |
| 統括指導主事 | 早 川 隆 之 | 統括指導主事 | 小 林 力 |
| 統括指導主事 | 篠 塚 幸 次 | | |

書記

| | | | |
|----------------|---------|--------------|---------|
| 教育調整課 管理係主査 | 高 橋 和 孝 | 教育調整課 管理係 | 薬 袋 和 明 |
|----------------|---------|--------------|---------|

議事日程

議案

- 日程第 1 第 3 2 号議案 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 第 3 3 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 第 3 4 号議案 平成 2 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

報告

- 1 平成 2 6 年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について
- 2 平成 2 6 年度に発生した体罰の実態把握について
- 3 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の運用状況報告について
- 4 その他

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから、平成27年新宿区教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の会議には古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、菊池委員によりしく願います。

◎ 第32号議案 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

◎ 第34号議案 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及
び評価の実施方針について

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第32号議案 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」、

「日程第2 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、

「日程第3 第34号議案 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評
価の実施方針について」を議題とします。

それでは、第32号議案から第34号議案までの説明を教育調整課長から願います。

○教育調整課長 それでは、第32号議案から第34号議案まで御説明いたします。

まず、第6回教育委員会定例会議案概要をごらんください。

第32号議案、新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則でございます。

町名変更に伴い、規定を整備するものでございます。住居表示の実施により、町名が「坂
町」から「四谷坂町」に変更されることから、規則別表中の町名について改正を行うもので
ございます。

施行期日は、平成27年7月21日でございます。

新旧対照表をごらんください。

対象の四谷小学校、四谷中学校、こちらの下線部が変更になるものでございます。

提案理由は、町名変更に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

続いて、第33号議案、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

こちらは条例の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

大学院の修士課程修了者に対する経験年数の加算措置が廃止されることから、第4号様式及び第10号様式の「学位の有無」欄から「修士」の項目を削るものでございます。

施行期日は、平成27年7月1日でございます。

また、成立要件として、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正の議案が原案どおり可決されたときに成立するものというものでございます。

それでは、改正する様式をごらんください。

第4号様式の「旧」では、3の学位の有無の欄に「修士」とあるものを、「新」では「修士」の文言を削除しているものでございます。

また、第10号様式の「旧」においても、3の学位の有無の欄に「修士」とあるものを、「新」では、「修士」の文言を削除しているものでございます。

提案理由は、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

続きまして第34号議案について御説明いたします。

平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてでございます。

実施方針でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、昨年度と同様に今年度も実施するものでございます。

1として、実施目的は、昨年度と同様、効果的な教育行政の一層の推進、また説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図るものでございます。

2として、点検及び評価の対象ですが、今年度の個別事業の改定に備えまして、昨年と同様でございますが、全ての個別事業を対象といたします。

また、3として実施方法についても、昨年度と同様でございますが、年1回の実施。また、学識経験者の意見を聴取いたします。そして、10月の教育委員会定例会において報告書を決定し、翌年度の事業実施、また予算見積もりに反映するとともに、区議会へ提出し、公表す

るものでございます。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、実施方針を定める必要があるためでございます。

以上で、第32号議案から第34号議案の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○羽原委員長 説明が終わりました。

第32号議案について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○教育長 私は、住居表示審議委員会の委員となっておりますので追加のご説明をさせていただきます。お手元に学区の地図がありますので、ごらんください。市谷本村町と靖国通りとの境に坂町があります。この町名が「四谷坂町」と変わったということです。住居表示ですので、名前を変えただけではなく、街区ごとに付番し直しますが、そのときに地域の方から、四谷坂町とするとどこにある町目かがよくわかるというご意見があり、四谷坂町という名称になりました。

以上です。

○羽原委員長 ほかにございますか。

○松尾委員 町名は既に変更されているのですか。それとも、変わる時期に合わせて施行期日が設定されているということでしょうか。

○教育調整課長 施行期日に合わせて変更になるといったものでございます。

○羽原委員長 よろしいですか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第32号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第33号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第33号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第34号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第34号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第34号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 平成26年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

◆ 報告 2 平成26年度に発生した体罰の実態把握について

◆ 報告 3 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の運用状況報告について

◆ 報告 4 その他

○羽原委員長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、報告1、平成26年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、資料をもとに御説明いたします。

はじめに、情報公開制度の関係でございます。

公文書公開請求等の状況で、請求・申出件数は23件でございます。前年度が12件ございましたので、11件の増でございます。その決定状況については、全部公開が13件、部分公開が6件、不存在が4件でございます。請求が増えた要因としては、平成27年度使用小学校教科用図書の採択に関する文書の公開請求があったことによる増で、これを除きますと平年並みとなっております。

次に、個人情報保護制度の関係でございまして、自己情報開示請求の状況でございます。

請求は2件でございます。全部開示が1件、不存在が1件でございます。昨年度は1件ございました。

また、3の自己情報訂正請求の状況ですが実績はございません。

4の自己情報利用停止請求の状況も実績はございません。

次に、個人情報業務登録の状況でございます。

業務登録の件数は604件でございます。昨年が610件で、6件の減でございます。幼稚園の廃園に伴う登録業務の削除が減の要因となっております。

次に、6の個人情報ファイル登録の状況は、49件でございます。昨年度は48件でございます。学校運営課所管の私立幼稚園の施設型給付業務が新たに増となっております。

次に、7の個人情報業務委託の状況でございます。

個人情報業務委託は、19件でございます。一覧にあるとおり、昨年と同じ件数となっております。

次に、目的外利用の状況は0件でございます。

次に、外部提供の状況については6件でございます。昨年度は2件でございまして、4件の増でございます。

次に、本人外収集の状況でございます。昨年度と同様でございまして、記載のとおりとなっております。

次に、電子計算機の結合の状況は2件でございます。昨年度と変更はございません。

次に、指定管理者による管理の状況でございます。こちらも昨年同様、9施設となっております。

次に、個人情報を取り扱う事務に係る実習生の受け入れ状況でございます。こちらも昨年度と同様の2件で、教育指導課と中央図書館での受け入れとなっております。

次に、個人情報を取り扱う事務に係る派遣労働者の受け入れ状況でございますが、こちらは、昨年度同様ございません。

次に、異議申し立ての処理状況でございます。

前年度実績はございませんので、2件の増でございます。成績一覧表事件に関する情報公開請求に関するものと、戸山小学校における運動会に関する情報公開請求に関するものとなっております。それぞれ答申を個人情報保護審査会から受けており、教育委員会の決定は妥当とおおむね妥当といった内容でございました。

なお、戸山小学校における運動会の情報公開請求に関する異議申し立てについては、本年度に異議申し立てに対する決定を行っていることから、括弧書きで記載してございます。

よろしく願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告2、平成26年度に発生した体罰の実態把握について御報告をいたします。

本年5月21日に、東京都教育委員会が平成26年度に発生した体罰の実態把握の結果を発表いたしました。本日は、平成26年度に発生した新宿区立小・中・特別支援学校の体罰の実態把握の結果について御報告します。

東京都教育委員会からの調査依頼を受け、平成26年12月1日から12月26日に、校長による教職員への聞き取り、児童・生徒を対象にアンケートと個別の聞き取りを行い、平成26年4月からの教員の体罰の実態について調査するとともに、その結果と学校の対応について、平成27年1月30日までに教育委員会に報告するように各学校に依頼をしました。

資料の4の(1)をごらんください。

12月の調査により新たに体罰と認められる案件は、小・中・特別支援学校ともにありませんでした。

調査期間以外に、各校の報告により体罰等と認め東京都教育委員会に報告した案件は、体罰が小学校で1件、不適切な指導が中学校で1件、暴言等が小学校で1件という結果でした。

ここでは、これらの体罰や不適切な指導などについて、事案の概要、発覚の経緯、学校の対応、教育委員会の対応とともに、教育委員会や学校の体罰防止の取り組みについて御報告をいたします。

初めに、小学校で体罰として報告した事案の概要について報告します。

当該教員は、椅子を前後に揺らして後方の床に転倒させた児童を指導した際、同児童から椅子を取り上げ、4日間、同児童が、床に置いた防災頭巾の上に膝立ちの姿勢、同防災頭巾にあぐらで座る姿勢または立ったまま同児童の児童用机にもたれかかる姿勢で、授業を受け、給食を食べるという事態を看過したというものです。

この事案は、保護者から学校への問い合わせにより発覚し、校長はすぐに事実を確認し、当該教員とともに保護者宅を訪問して謝罪し、後日、当該児童にも謝罪をいたしました。その際、保護者からは、日ごろの指導への感謝とともに、今回のように指導が長引くならば家庭に連絡をしてほしいという要望が出されました。教育指導課では、この教員と校長を呼び、直接聞き取りを行うとともに、人権感覚の大切さなどについて厳しく指導いたしました。

なお、この件については、東京都教育委員会が悪質であると判断し、新宿区立柏木小学校という学校名が公表されています。また、当該教員には、減給10分の1、6カ月という処分が出ております。

次に、不適切な指導として報告をした中学校の事案の概要について御報告いたします。

当該教員は、給食当番の仕事をしない生徒に対して指導する際、教室において生徒の頬を

右手指先でこすった。続いて、同教室前廊下で、同生徒に対して右の手のひらで左側頭部をやや強めに押したところよろめいたというものです。

同日、当該教員から副校長に不適切な指導について報告があり、翌日、校長による聞き取り等を経て、同生徒及び保護者に謝罪をしました。同生徒も、「こちらこそ済みませんでした」と言い、保護者は「御迷惑をおかけして申しわけありませんでした」という反応でした。教育指導課では、この教員と校長を呼び、直接状況を確認するとともに、感情をコントロールし、言葉による指導が必要であることなどを指導しました。

最後に、暴言等として報告した小学校で発生した事案の概要について報告します。

当該教員は、授業中に立ち歩き、私語をしていた児童に対し、着席して授業の準備をするように指導した際、同児童が当該教員に対して「うるせえな、死ね」と発言したことに対し、「おまえが死ね」と言ったものです。

同日、当該教員が校長に暴言について報告し、夕刻、校長と同教諭で当該児童の自宅を訪問し、保護者と児童に謝罪をしました。保護者は、「自分の子どもから言った言葉ですから、こちらが謝らなければ」と言い、当該児童が当該教員に謝るという対応であったということです。教育指導課では、この教員と校長を呼び、状況を確認するとともに、教員として、子どもと同じ立場ではなく、自らの感情をコントロールしながら冷静な対応をすることが重要であることを指導しました。

続いて、体罰防止の取り組みについて御説明いたします。

体罰は、児童・生徒に対する人権侵害の行為であり、いかなる場合においても身体に対する侵害や肉体的苦痛を与える懲戒を行うことは、学校教育法において明確に禁止されています。

新宿区では、これまでも体罰は教員が絶対に行ってはならない行為として、その根絶に努めてまいりました。定例の校長会や副校長会では、体罰は指導ではないこと、感情のコントロールが必要であることを職員に確実に伝えるように依頼するとともに、体罰を起こす可能性の高い教員に対しては個別の指導をするように伝えています。

また、各学校では、年度初め、7月、12月のサービス事故防止月間に、日常の指導を見直す機会として、特に重点的に意識啓発を行っているところです。さらに、教員が怒りの感情をコントロールすることを学ぶ機会として、本年度は夏季休業中にアンガーマネジメント研修という研修を実施する予定です。また、教員の不適切な指導については、児童・生徒、保護者がいつでも相談できる体制を整える必要があります。これについては、毎学期、ふれあい月

間のアンケート項目に、教員の指導についての項目も加えて、体罰の指導がないかを調査してまいります。あわせて、子どもが相談できる子ども相談室や教育指導課等の相談機関、または学校のスクールカウンセラーなどを一覧にして伝えていきます。いずれにしても、体罰を根絶するには、行為だけではなく、教員が使う言葉の問題も含め、不適切な指導そのものを根絶していかなければならないと考え、今後も学校とともに教員のそうした意識を高め、信頼回復に努めてまいりたいと考えます。

続きまして、報告3、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の運用状況報告について、報告させていただきます。

児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報本人外収集、また外部提供について御報告します。

ご報告の前に、児童・生徒の健全育成に関する本制度について、簡単に御説明いたします。

この制度は、子どもたちの非行等、問題行動の防止と安全確保のために、平成17年の6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。ここで取り扱います個人情報につきましては、適正かつ慎重に管理する必要があり、教育委員会では協定締結に合わせて相互連絡制度の運用に関するガイドラインを定めております。ガイドラインでは、運用状況を随時、個人情報保護審議会に報告することが定められています。

本日は、平成26年度のこの制度の運用状況のうち、既に個人情報保護審議会に報告したものであるについて御報告をいたします。

なお、恐れ入りますが、個人情報の保護の観点から詳細な説明については行うことができないことを御理解ください。

では、報告書をごらんください。

まず、警察から学校への個人情報の提供があった、本人外収集について御報告します。

指導上、連絡が必要と認められ、警察から学校へ情報提供した事案2件です。

事案1は、校外における小学生と中学生のトラブルによるもので、警察から該当する学校宛てに電話で連絡があったものです。

事案2は、中学生の万引きによるもので、新宿区外の警察から学校宛てに電話で連絡があったものです。

次に、学校から警察への個人情報の提供があった、外部提供について御報告します。

これは被害に遭った事案の内容で警察の協力が必要と認められ、学校から警察に連絡した事案1件です。

犯罪被害防止のために、学校が氏名、性別、学年、事案の概要を面談により警察に提供したものです。

事案の詳細については、個人情報保護の観点から以上とさせていただきます。

簡単ですが、報告を終わります。

○羽原委員長 説明が終わりました。

報告1について、御質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○羽原委員長 特に御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○今野委員 体罰の関係で3件あったということです。体罰などがあったこと自体は残念だと思いますけれども、御説明によりまして、それぞれ指導に当たった教員も、あるいは子ども、保護者もそれぞれ理解したり反省したりするということで、しっかりとけじめが付き、適切な指導でまとまったと思っています。

この3件にかかわった教員は、若い人が多いなど、年齢がどのような状況であるのか教えていただけますでしょうか。

○教育指導課長 今回の3つの事例につきましては、全てが若手というわけではありません。年齢層はまちまちでございます。普段は、とても体罰を起こすような感情的な指導を行っていない教員であるといえます。

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問なければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 少し形式的なことで恐縮ですけれども、この本人外収集の表の項目に「本人外収集に利用した保有個人情報の記録の媒体」とあり、その中に「電話」や「面談」といった記載があるのは、不思議な感じがします。本人外収集に利用した手段というのであれば電話や面談になると思いますが、記録の媒体というと、通常、紙や電子記録などが記入されるべきところだと思います。

○教育指導課長 「本人外収集に利用した保有個人情報の記録の媒体」についてですが、本来的には、これは警察と学校の校長先生もしくは副校長先生、管理職の先生がいなければ生活指導主任が面談で行うというのが基本になっています。様式では、媒体と記載していますが、本人外収集の実施方法を記載しています。

○羽原委員長 よろしいですか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問なければ、報告3の質疑を終了します。

次に、報告4、その他ですが、事務局から御報告ありましたらどうぞ。

○教育調整課長 本日、平成28年度区立幼稚園における3年保育の実施に係る調査結果について、今お手元に資料をお配りしてございます。この案件につきまして学校運営課長から報告をさせていただきたいと思えます。

○学校運営課長 ただいま机上配付させていただきました平成28年度区立幼稚園における3年保育の実施に係る調査結果について、御報告申し上げます。

これにつきましては、5月20日の臨時会におきまして、平成28年度区立幼稚園における3年保育の実施に係る調査の実施を御報告させていただいたところでございます。

その後、この平成27年5月1日現在運営している区立幼稚園のうち、3年保育を実施していない、津久戸幼稚園、早稲田幼稚園、余丁町幼稚園、この3園につきまして調査を行いました。

まず、津久戸幼稚園でございます。津久戸幼稚園につきましては、使用可能な保育室が一部屋ございました。また、この保育室につきましては、補修を行わずに平成28年4月からの3歳児保育に使用可能であるということを確認いたしました。

次に、早稲田幼稚園につきましても、4・5歳児が使用している保育室のほかに、保育に使用していない保育室が、一部屋ございます。早稲田幼稚園におきましても、補修を行わずに平成28年4月からの3歳児保育に使用が可能です。

最後に、余丁町幼稚園でございますが、4・5歳児が使用している保育室のほかに、保育室は現在のところございません。

しかし、3年保育を実施するためには、比較的広い遊戯室がございますので、その中に保育室を増設する必要がございます。ただし、そのまま保育室を増設しましても、3部屋以上となる場合、幼稚園舎全体で、420平米の面積が必要となります。現状では413平米となっておりますので、保育室を増設するとともに、合築されている余丁町小学校の校舎のうち7平米以上を園舎に組み入れる必要がございます。現在、幼稚園に隣接している小学校部分について、組み入れを工事で行うということで、校長と確認をしているところでございます。

なお、増設工事につきましては、園児の安全確保の観点から、平成27年度の夏季休業中に実施いたします。

○羽原委員長 今の件について御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 特にないようですので、報告事項をこれで終了いたします。

◎ 閉 会

○羽原委員長 以上で本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時34分閉会